5. 482
10.6―10.68GHzの周波数帯においては、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）はアンテナに供給される電力を－３dBW以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対するこの制限は適用しない。

5. 482A
10.6―10.68GHzの周波数帯を、地球探査衛星業務（受動）、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）で共用するに当たっては、決議第751（ＷＲＣ―07）が適用される。

5. 483
付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68―10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。この分配の使用は、1985年１月１日までに運用を開始したものに限る。

5. 484
第一地域では、固定衛星業務（地球から宇宙）による10.7―11.7GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。

5. 484A
固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95―11.2GHz（宇宙から地球）、11.45―11.7GHz（宇宙から地球）、第二地域の11.7―12.2GHz（宇宙から地球）、第三地域の12.2―12.75GHz（宇宙から地球）、第一地域の12.5―12.75GHz（宇宙から地球）、13.75―14.5GHz（地球から宇宙）、17.8―18.6GHz（宇宙から地球）、19.7―20.2GHz（宇宙から地球）、27.5―28.6GHz（地球から宇宙）及び29.5―30GHz（地球から宇宙）の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5. 43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 485
第二地域では、11.7―12.2GHzの周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテレビジョンチャネル当たり53dBWを超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数割当てと比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大きな保護を求めないことを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。

5. 486
業務の種類の地域差：メキシコ及びアメリカ合衆国では、固定業務による11.7―12.1GHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第5. 32号参照）。

5. 487
第一地域及び第三地域では、11.7―12.5GHzの周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務（航空移動を除く。）及び放送業務は、無線通信規則付録第30号の第一地域及び第三地域の計画に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を求めてはならない。

5. 487A
付加分配：第一地域では11.7―12.5GHz、第二地域では12.2―12.7GHz及び第三地域では11.7―12.2GHzの周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9. 12号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5. 43A号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 488
第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による11.7―12.2GHzの周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第9. 14号の規定に従うことを条件とする。第二地域での放送衛星業務による12.2―12.7GHzの周波数帯の使用については、無線通信規則付録第30号を参照すること。

5. 489
付加分配：ペルーでは、12.1―12.2GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 490
第二地域では、12.2―12.7GHzの周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第30号に掲げる第二地域のための計画に従って運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 491（未使用）

5. 492
無線通信規則付録第30号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当てられている周波数は、その送信が、その計画又はリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務（宇宙から地球）の送信にも使用することができる。

5. 493
第三地域では、12.5―12.75GHzの周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端における全ての条件及び全ての変調方式に対して－111dB（W／㎡・27MHz））を超えない電力束密度に限る。

5. 494
付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5―12.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 495
付加分配：フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア、タンザニア及びチュニジアでは、12.5―12.75GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。